

令和2年4月14日

区内認可保育園等に園児が在籍する保護者の
勤務先事業者の皆様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区の保育事業の縮小に向けた協力をお願い

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月7日に国による「緊急事態宣言」が
出され、10日には東京都より拡大防止に向けた緊急事態措置が示されました。

このような大変厳しい社会・経済情勢の中、事業継続に取り組まれている事業者の皆様
には、心より敬意を表します。

さて、既に報道等にございますとおり、当区においても保育事業の縮小が喫緊の課題と
なっております。現在区では、社会生活を維持する上で仕事を休むことが困難な保護者の
方の保育を最小限に継続しながら、就業先等と調整のうえ自宅で育児が可能な保護者にお
かれましては、出来るだけ保育園の登園を控えていただくよう、強く協力を求めていると
ころでございます。

このような状況を受け、園児の保護者が勤務されている事業者の皆様におかれましては、
今般の区の方針等の趣旨をご理解いただき、保護者への特段のご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは長く厳しいものになりますが、この難局を乗り越えるた
めには、区民、事業者、世田谷区が一丸となって取り組む必要がございます。何卒、ご理
解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労
働者を雇用する事業主の方向け）」が示されておりますが、この助成金は、自治体や保育所
から利用を控えるよう依頼があった場合にも対象となりますので、当区の場合も対象とな
ります。こうした助成金の活用につきましてもあわせてご検討いただければ幸いです。

**【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を
雇用する事業主の方向け）」】**（対象期間：令和2年2月27日から3月31日）※4月以降は検討
中

- ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)
- ・お問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセン
ター 電話 0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9:00～21:00）